

測量業務等の入札参加資格者に係る市内業者の認定基準

阿久根市測量業務等入札参加資格審査要綱に基づく入札参加資格申請を受けようとする者の中の市内業者の認定基準について次のとおり定める。

1 市内業者の定義

「市内業者」とは、以下のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 阿久根市内に本社又は本店（以下「本店等」という。）を有し、かつ、営業の実態が確認できる者
- (2) 阿久根市内に支社、支店、事業本部又は営業所（以下「支店等」という。）を有し、かつ、営業の実態が確認できる者

2 認定要件

市内業者として認定するに当たり必要な要件は、次のとおりとする。

(1) 本店等の要件

ア 法人にあっては、阿久根市内に本店等の法人登記がなされ、本市において法人に係る市税の納税義務を有していること。

イ 個人にあっては、事業主が阿久根市内に住民登録を有し、本市に納付すべき市税の納税義務者であること。

(2) 支店等の要件

阿久根市において法人に係る市税の納税義務を有していること。

(3) 共通の要件

ア 事務所としての形態を整えていること。

事務所を有し、事務用什器（机、椅子等）や事務用機器（電話、ファクシミリ、複写機、パソコン等）が備え付けられているとともに、事務所の所在を明らかにした看板や表札が掲げられていること。

イ 営業活動を行い得る人的配置（法令に基づく技術者の配置等）がなされていて、かつ、責任者が存在し常駐していること。

社員の自宅・住居又は配置人員が市外の本店等と兼務となっているなど、不在の状態が頻繁となっているような場合は、本店等や支店等とは認めない。

ウ 常時連絡がとれる体制となっていること。

常時、不在転送電話である等、単なる連絡員の配置による取次ぎをしている場合は、本店等や支店等とは認めない。